

生 企 第 9 7 号
令 和 3 年 7 月 2 9 日

生 活 安 全 企 画 課 長
各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和3年政令第210号。別添1）が本年7月21日に公布され、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第71号。以下「改正法」という。）は令和3年9月15日から施行されることとなった。

また、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第51号。別添2）も本年7月21日に公布され、改正法の施行の日から施行されることとなった。これにより、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第11条第1項第6号に規定される申請書の添付書類に係る特例の期限が令和9年4月15日までに改められたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について」（平成28年12月8日付け青警本保第849号。）は廃止する。

担当 生活安全企画課
営業・危険物係

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年七月二十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百十号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第七十一号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年九月十五日とする。

総務大臣 武田 良太
農林水産大臣 野上浩太郎
内閣総理大臣 菅 義偉

○内閣府令第五十一号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第七十一号）の施行に伴い、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年七月二十一日

内閣総理大臣 菅 義偉

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(申請書の添付書類)</p> <p>第十一条 法第四条の二第三項（法第五条の四第三項、第六条第三項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の内閣府令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>〔一〕五 略</p>	<p>(申請書の添付書類)</p> <p>第十一条 〔同上〕</p> <p>〔一〕五 同上</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>六 法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者又は法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第二項に規定する者であつて、令和九年四月十五日までの間にその者が対象鳥獣の捕獲等に使用する種類の猟銃の所持の許可の申請又は当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をしようとするものに限る。）については、猟銃を使用して同法第四条第一項に規定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令第三条の規定により交付を受けた書面（同令第二条第一号の特定捕獲等に係るものに限る。）及び同条第二号に該当する者であることを誓約する書面 〔七、十六 略〕</p>
	<p>六 法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者又は法第七条の三第一項の規定により許可の更新を受けようとする者（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第二項に規定する者であつて、平成三十三年十二月三日までの間にその者が対象鳥獣の捕獲等に使用する種類の猟銃の所持の許可の申請又は当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をしようとするものに限る。）については、猟銃を使用して同法第四条第一項に規定する被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令第三条の規定により交付を受けた書面（同令第二条第一号の特定捕獲等に係るものに限る。）及び同条第二号に該当する者であることを誓約する書面 〔七、十六 同上〕</p>

附則
この府令は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和三年九月十五日）から施行する。